

会計内規改定案

2022/11/5 OB会資料 提案者：松岡和雄

1. 問題点

- 会計業務に於ける重要事項については、会長と良く協議した上で会長の指示に基づいて処理されるべきとの考えに基づいて第11条の条文を定めたが、必ずしもその思想が反映されないとの考え方もあることが判明したためより明確に規約に記載することを提案する。

－ 現行の第11条

「会計係は会長の指示を受け、本会名義の預金口座及び振込口座を管理する。
また、それに必要な金融機関等に関わる手続きを行う。」

2. 改定案

- 現行第11条に以下の項目を追加する。

「なお、以下の事項については必ず会長と協議を行い会長の指示に基づいて処理を行うこととする。

 - ①法律又は条例等に関わる可能性がある事項。
 - ②外部機関、外部団体等との契約に関わる事項。
 - ③総会、世話役会等に於いて事前承認のない出金。」
- 理由
上記①、②は何れも会外部に対して会長が代表者として責任を持つ必要がある為です。
また、③は会の責任者として会のお金の使途を把握しておく義務がある為のものです。

以上